

## 応募要領

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「国際農研」という。)が公募する委託研究の受託を希望する者は、この要領に従い提案してください。

### 1. 委託研究課題名

「技術カタログ掲載技術のASEAN諸国における普及に関するパイロットスタディ」

### 2. 委託研究の目的及び内容

#### (1) 目的

グリーンアジアプロジェクトの成果の一つである「アジアモンスーン地域の生産力向上と持続性の両立に資する技術カタログ」(以下「技術カタログ」という。)について、活用が進んでいると考えられる一方、アジアモンスーン地域の国々において、どの技術がどの地域で活用されるべきか、あるいは活用されることによってどの程度の効果がもたらされるかについては、これまで体系的に調べられていない状況である。こうした状況を改善し、それぞれの技術について上述したような特性を明らかにすることで、技術カタログの掲載技術のより一層の普及につながることを期待される。

上記を踏まえ、本委託研究では、技術カタログに掲載されている技術のうち、普及が最も見込まれる2技術についてパイロットスタディを行うことにより、技術普及を促進し、それによってASEAN 諸国の食料システムの変革に資することを目的とする。

#### (2) 研究内容

##### i. 技術の普及に関する情報収集

技術カタログに掲載される「カシューナッツ殻液給与による肉牛からのメタン排出量削減技術」(以下「技術1」という。)及び「麺を酸性に保つことによる発酵型米麺の液状化の抑制」(以下「技術2」という。)の2技術を対象として、それぞれに関する以下の情報収集を実施する。

研究対象国あるいは地域は、ASEAN加盟国のうち情報が一定程度収集できる国あるいは地域(3か国あるいは3地域程度)とし、詳細については国際農研担当者と協議の上決定すること。

- ・技術1: 牛の種類・頭数、牧場数、カシューナッツ栽培面積、実需者のニーズ、国際共同研究の可能性のある研究機関名等
- ・技術2: 麺の種類・形態、発酵麺の量、発酵麺製造の盛んな地域、工場数、実需者のニーズ、国際共同研究の可能性のある研究機関名等

##### ii. 技術の活用による効果の推計

上記 i. で収集した情報を基に、技術1については、技術を導入した場合の温暖化ガスの排出量の削減効果の推計、技術2については、食品廃棄・ロスの削減効果の推計を実施する。

##### iii. レポートの作成

上記 i、ii により、技術1及び技術2の普及に向けた課題を抽出し、レポートとして取りまとめる。レポートは英文で作成すること。

##### iv. 打ち合わせの実施

本委託研究の進捗について、国際農研担当者と打ち合わせを実施するとともに、国際農研担当者が必要と認める場合には、進捗の報告をすること。業務の遂行において確認を要する場合は、その都度、国際農研担当者に申し出て打ち合わせを実施すること。

### 3. 委託研究期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 4. 委託研究経費

経費(契約限度額)は、上限3,513,000円とします。

## 5. 選定対象機関数

本委託研究は、上記2に定める委託研究を実施できる1機関を選定します。

## 6. 提出書類

提案者が提出すべき資料は次のとおりです。

資料の名称	資料の内容及び留意事項
参加申込書(様式第1号)	・委託研究の研究計画に関する提案へ参加を希望する旨を記したもの ・研究担当者及び事務担当者の所属、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)を明記してください
研究計画書(様式第2号)	・上記2. から5. を踏まえつつ、研究計画、実施体制、実施スケジュール及び内容を記載したもの ・特段の専門的知識がなくても評価が可能なよう、わかりやすく説明してください
見積書(積算内訳)(様式第3号)	・研究計画書の提案を実施するにあたって、必要な経費の積算をまとめたもの ・委託費に計上できる経費は14. 委託費の内容に記載しているとおりです

※提案者は、上記のほか、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書の写等、公示5. (2)に掲げる書類を提出してください。

## 7. 審査方法

### (1) 契約予定先の選定

- ①委託研究審査委員会において提出書類等の審査を行い、審議の上、契約候補者を選定します。
- ②研究計画書等の審査を行うため、必要に応じ、提案者から研究計画書等の内容について、別途ヒアリングを実施することがあります。ヒアリングの開催日時及び場所等の詳細については、提案者に対して連絡します。なお、ヒアリングへの参加に要する費用は提案者が負担してください。
- ③契約候補者は契約審査委員会において審査を行い、契約予定先として決定されます。

### (2) 審査基準

契約候補者の選定は、以下の基準に従って行います。

- ①研究の目的を的確に理解しているか。
- ②研究の実施手順は適切であるか。
- ③目的に対して十分な研究内容となっているか
- ④研究課題を的確に実施するために必要な知見・知識を有しているか。
- ⑤予算積算が妥当であるか。
- ⑥研究開発の実施体制や管理能力は優れているか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、審査終了後に提案者に通知します。

## 8. 企画提案に要する費用の負担

応募に要する一切の費用は提案者の負担とします。

## 9. 研究計画書等の取扱い

提出された研究計画書等は、国際農研において適切に管理し、提案者へ返却いたしません。また、研究計画書等は本委託研究に係る業務のために利用・提供する場合及び法令等に基づき行政機関から情報提供を求められた場合を除き、提案者に無断で使用することはありません。

## 10. 情報セキュリティ体制の確保

- (1)本委託研究の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に国際農研と協議するものとします。

- ①契約履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい業務に従事する情報管理責任者を確保すること。
  - ②情報管理責任者が、契約の履行に必要な若しくは有用なまたは背景となる経歴、知見、資格、語学、文化的背景、業績等を有すること。
  - ③情報管理責任者が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。
- (2) 本委託研究に係る契約の履行に際し知り得た要保護情報(国際農研が所掌する事務・事業に係る情報であって公になっていない情報のうち、本委託研究の履行のために国際農研から提供された情報であって、「機密性」「完全性」「可用性」の対応が必要な情報であり、受託者においても情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。)の取扱いにあたっては、別添「調達における情報セキュリティ基準」及び「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に要保護情報の取扱いについては、次の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には遅滞なく国際農研に通知するものとします。
- ①委託研究契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、国際農研が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保証する実施体制
  - ②国際農研の同意を得た指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する実施体制
  - ③国際農研が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する実施体制
- (3) 提案者は、上記(1)及び(2)を踏まえて研究企画書に情報管理責任者の経歴等を記載してください。

## 11. 研究成果

### (1) 実績報告書

受託者は、委託研究契約期間終了時までには実績報告書を国際農研理事長に提出してください。

### (2) 研究成果の帰属

本委託研究を実施することにより次の各号の特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権は国際農研に帰属しますが、遵守を明記した研究成果報告書を提出して頂くことを条件に受託者とすることができます。(詳細については、お問い合わせ下さい。)

- ①特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- ②実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- ③意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- ④回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- ⑤品種登録を受ける地位又は育成者権
- ⑥外国における前各号に掲げる権利に相当する権利
- ⑦著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から28条までに規定する権利を含む。)及び外国におけるこれら権利に相当する権利

## 12. 研究上の不正への対応

研究上の不正(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、国際農研では、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程」(18国研セ第3-72号)を策定しており、本委託により実施する研究活動には本規程が適用されます。

- ①不正行為に係る通報があった等の場合には、受託先には、必要な調査の実施、不正行為が行われたか否かの認定、結果の報告等が求められます。
- ②不正行為が行われたと認定された場合、委託研究の中止、不採択、委託費の返還等の措置が行われることがあります。
- ③不正行為に関与したと認定された者、及び不正行為に関与しなかったものの責任者としての注意責任を怠ったなど一定の責任があるとされた等の者については、一定期間、国際農研からの委託研究への参画が制限されます。また、農林水産省をはじめとする各府省等の競争的資金等についても応募が制限されることがあります。

## 13. 再委託について

本委託研究の全部又は一部を第三者に委託することは出来ません。

#### 14. 委託費の内容

委託経費として計上できる経費は、以下の経費とします。

(1) 直接経費： 本委託研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。

※1 直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

##### ① 人件費

本委託研究に直接従事する研究担当者等の人件費

なお、国あるいは、地方公共団体からの交付金等で職員分の人件費を負担している法人(地方公共団体を含む)については、職員分の人件費は計上できません。

##### ② 旅費

国内及び外国への出張に係る経費

##### ③ 謝金

研究協力等で協力を得た者に対する謝金

##### ④ 試験研究費

・ 機械・備品：耐用年数 1 年以上かつ取得価格 10 万円以上の物品。委託研究実施計画書の物品購入計画に記載されたものに限り、ます。什器・事務機器などの汎用品の購入は原則認められません。

・ 消耗品費：機械・備品に該当しない物品。事務用品、書籍などの汎用品の購入は原則認められません。

・ 賃 金：本委託研究に従事する研究補助者等に係る賃金、社会保険料事業主負担分

・ 雑役務費：物品の加工、試料等の運搬、単純な外注分析

(2) 一般管理費： 直接経費以外で本委託研究を遂行するために必要な事務費、光熱水料等の経費。上記(4)試験研究費の15%以内で計上可能。

※2 使用内訳と積算根拠を明確にさせていただく必要があります。合理的な按分方法により算出してください。

(3) 消費税等相当額：上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%。なお、国あるいは地方公共団体の場合は発生しません。

※3 本委託業務は「役務の提供」に該当することから、委託費の全体が課税対象となります。

#### 15. 応募・照会窓口

〒305-8686 茨城県つくば市大わし1-1

国際農研 企画連携部研究支援室研究業務推進科

電 話：029-838-6372 FAX：029-838-6337

メールアドレス：jircas-rss@ml.affrc.go.jp